土曜日、

休日休刊

東京都

発 行

次

規

目

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則… ------(福祉局子供・子育て支援部企画課)…

------(生活文化スポーツ局計量検定所検査課

○建築基準法による道路の指定の変更…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課 :

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定の一部解除………………(同)…

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……… ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)…

三

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月十一日

1

東京都知事

小

池

百 合 子

●東京都規則第百二十四号

九号)の一部を次のように改正する。 児童福祉法施行細則 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (昭和四十一年東京都規則第百六十

終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算し た日から起算して2年を経過しない」や「以上の刑に処せ を「轺雪片計」に改める。 は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年」や イ3年」に改め、 令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又 られた」
リ、「又は児童福祉法施行令第4条で定める法律 を適切に行うことができない者」
コ、 務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通 ものに該当する」や「精神の機能の障害により保育士の業 適切に行うことができない者として厚生労働省令で定める 「の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政 別記第四十号様式中「心身の故障により保育士の業務を その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ 同様式備考1及び6中「宋町十段黎計」 「以上の刑に処せら

附

2 1 するものは、 祉法施行細則別記第四十号様式による用紙で、 この規則の施行の際、 この規則は、 公布の日から施行する。

則

きる。 所要の修正を加え、なお使用することがで この規則による改正前の児童福 現に残存

路の種類変更に係る道

変更年月日

亦

告

東京都告示第九百九十三号

法第二十一条第二項の規定により告示する。 積計に限る。)

の定期検査を次のとおり実施するので、 特定計量器検定検査規則 号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第 (平成五年通商産業省令第七十 一項及び (皮革面 同

令和五年九月十一日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

 \equiv 検査場所 検査期日 検査地域 の場所 墨田区、足立区、 令和五年十月十七日から同月三十一日まで (皮革面積計に限る。 葛飾区及び江戸川 の所在 区

●東京都告示第九百九十四号

という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 のとおり変更した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一 号。 以 下

いて縦覧に供する。 なお、関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

令和五年九月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸

明

路の位置変更に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ 変更に係る道

同番六地先並 六番六の一部、 三丁目二千百 小金井市中町 延長 0

第二項の規定 法第四十二条

月三日

令和五年八

四・〇〇

 \triangleright

び同番十三の 同番九まで及 十九番五から

びに二千百二

部

●東京都告示第九百九十五号

ŋ 第六条第二項の規定により、 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 第 土壤汚染対策法)を指定するので、同条第三項において準用する同法 項の規定により、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (平成十四年法律第五十三号) 第十一条 特定有害物質によって汚染されてお 次のとおり告示する。

令和五年九月十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

丁目地内 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区綾瀬七

善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 (「別図」は省略し、 その図面を東京都環境局環境改

に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十)第三十一条第一項の基準 ふっ素及びその

三 害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物

●東京都告示第九百九十六号

一項の規定により、 |壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 令和二年東京都告示第千四百九十九

> 第三 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、 次のとおり告示する。 一項において準用する同法第六条第二項の規定により、 同条

令和五年九月十一日

目地内) 指定を解除する区域 別図のとおり (足立区六町三丁

東京都知事

小

池

百 合

子

店舗所在地

善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 土壤汚染対策法施行規則 別図 は省略し、 その図面を東京都環境局環境改 (平成十四年環境省令第二十

公 告 定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

八 七 六

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

する。 より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供 舗の新設について届出があったので、 法」という。 大規模小売店舗立地法)第五条第一項の規定により大規模小売店 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項の規定に 以下

添えて、 働局商工部地域産業振興課 あっては所在地) 巨意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所 とする者は、 なお、 令和五年九月十一日から四月以内に東京都産業労 法第八条第二項の規定に基づき、 意見の内容を記載した書面に「○氏名 (新宿区西新宿二丁目八番一 意見を述べよう (団体に (団体 士

号 に到着するよう提出してください

令和五年九月十一日

多摩川住宅商業施設整備

東京都知事

小

池

百 合子

調布市染地三丁目一番地八百十 Ħ.

設置者住所 五番五号 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目 生活協同組合コープみらい

Ŧi.

四 \equiv

設置者名

氏名又は名称 小売業を行う者の 定生活協同組合コープみらいほか未

新設をする日 令和六年三月二十九日

店舗面積の合計 店舗北側ほか 二千六百四十八平方メートル 百十八台

九 収容台数配置及び

収容台数駐輪場の位置及び 荷さばき施設の位 店舗内 店舗北側ほか 三百 二十平方メー 百六十八台

+

+ 置及び面積 廃棄物等の保管 店舗内ほ か 一十・八一立方メー

<u>+</u> を量 を量 を置及び ŀ

の開店時刻 午前八時三十分

小売業を行う者 の閉店時刻 午後十時四十五

来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前八時から午後十一時まで

十四四

び位置 の出入口の数及 駐車場の自動車 箇所 店舗北東側

+

五.

3	令	和5	年9.	月1	1日(月曜	日)			東		: 1	邯	公	‡	報								(3	第17	900	号)
+		+		九	八	七	六	五	四	三	<u>-</u>	-	_	1			二十			-	十 九		十八	十七			十六
廃棄物等の保管	置及び面積	荷さばき施設の位	収容台数	社論昜の立置及び	収容台数駐車場の位置及び	店舗面積の合計	新設をする日	氏名又は名称小売業を行う者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地		店舗名				縦覧時間			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	縦覧期間		縦覧場所	届出日	きる時間帯	を行うことがで	荷さばき施設に
店舗内 二十二・一一立方メート		店舗内 百三十九平方メートル		店舗内 二百二十一台	店舗内 五十九台	六千六百六十九平方メートル	令和六年四月二十九日	未定	渋谷区神宮前六丁目二十八番四号	神六再開発株式会社	渋谷区神宮前六丁目千番	-	(反弥) 神宮前六丁目也ヹ第一重		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十	除く。	京都条列第十号)に定める木日をの休日に関する条例(平成元年東	一月十一日まで。ただし、東京都	令和五年九月十一日から令和六年	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番	産業労働局商工部地域産	令和五年七月二十八日			午前六時から午後十時まで
舗の	法	大					二十			十 九		⅓ ∫	 \	- -			十六			十 五		十四四		十 三	+		
舗の変更について届出があったので、	法」という。)第六条	大規模小売店舗立地法	ついて	大規模小売店舗立			縦覧時間			縦覧期間		郑 麌場	足包裹	量 出 目	きる時間帯	を行うことがで	おいて荷さばき荷さばき施設に	び位置	が立置の出入口の数及	駐車場の自動車	できる時間帯	来客が駐車場を	の閉店時刻	小売業を行う者	の開店時刻の開店時刻	容量	施設の位置及び
ねったので、同条第三項において	第六条第二項の規定により大規模小売店	5(平成十年法律第九十一号。以下		大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	j	時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一年前九時三十分から午後四時三十一	除く。 除名。 原都条例第十号)に定める休日を	の休日に関する条例(平成元年東ーリー・トラー・カラー)	一月十一日まで。ただし、東京都一年和五年九月十一日から令和六年	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東方者商業労働局商コ音出場商業	東京 野産 巻き かいまい では 変変 とうかい こういん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	令山五手入月二十八日			午前六時から午後十一時まで			一箇所 店舗南側		午前六時から午後十一時まで		午後十時四十五分	午前六時十五分		ル
		十一 縦覧場所	十 届出日	九 変更日	数及び位置	自動車の出入コの八 変更後の駐車場の	数及び位置	七	位置及び収容台数プー変更後の馬車場の	7	五 変更前の駐車場の	四 設置者住所	三 設置者名	二 店舗所在地		一 店舗名	東	令和五年九月十一日	号)に到着するよう提出してください。	働局商工部地域産業振興課	添えて、令和五年九月十	あっては所在地) 三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容を記載した書面に	なお、法第八条第二項	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項
岁	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年八月十日	令和六年四月十一日		一箇所 敷地南側		二箇所 敷地南側	男 出身 倒一 デーデ 台		敷地東側 百二十台	狛江市西野川一丁目十三番三十号	鈴木 利一	狛江市東野川三丁目一番六号		鈴木ビル	東京都知事 小 池 百合子	П	回してください。	興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和五年九月十一日から四月以内に東京都産業労	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	ての代表者の氏名)□住所(団体に	谷を記載した書面に「一氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	で縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

_	(第17900号)	東	京	都	公	報	令和5年9月11日	(月曜日) 4
							+ =	† =
							縦	縦
							縦 覧 時 間	縦 覧 期 間
							時 分 午	除京の一会
							までで、	次都休月和 。条日十五
							を 。 時 に た だ た た た た た た た た た た た た た た り た り た	例に一年
							、この分かり、	- 号。 会で。 一 人 と で。 一
							正ら午糸	に 例 た 日 定 (_立)
							サまでを除く。 時までを除く。 年前九時三十分から午後四時三十	が成元 が成元 東和
							後 三 一 十	除く。 院く。 宗都条例第十号)に定める休日を京都条例第十号)に定める休日を東の休日に関する条例(平成元年東一月十一日まで。ただし、東京都一月十一日まで。ただし、東京都
Ī								
発 行								
電東東話								
品								
二(五三								
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番8001 番8001								
一一一一								
一								
<u>1)</u> 号 都 郵便番号								
定 価								
一本質月								
(郵送料を含む。) 三〇円								
印刷所_								
電話の影響を表現である。								
〇三(C) 三(C) 三(C)								
三八一 日 刷								
二 丁 株								
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 郵113-000 郵 本 会 社 号 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
(代 号 社								
郵便番号		_	_	_	_			
リサイクル適性の								